

### 第3節 高齢者福祉を充実する

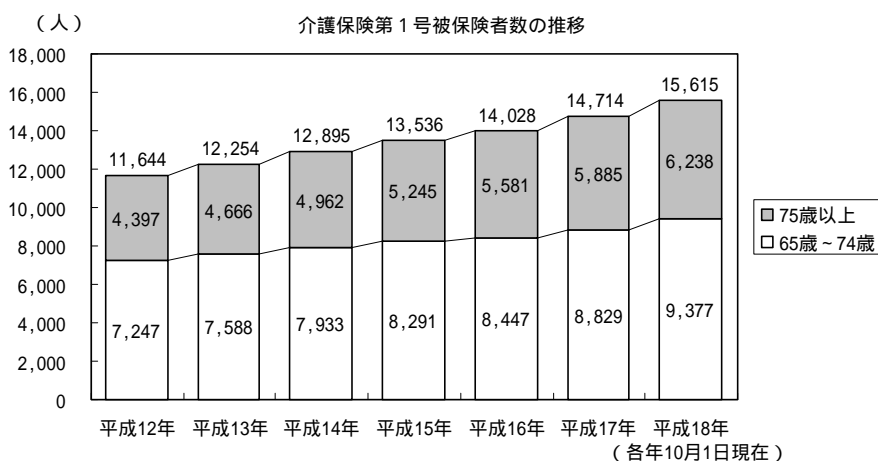
#### 現状と課題

わが国における平成18年5月現在（推計人口）の高齢化率は約20%で、今後、平成42年ごろには約30%に達し、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会となることが予測されています。本市においても高齢化率は、年々高くなってきており、核家族化の進行によって一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、地域とのかかわりが薄らぐなかで、閉じこもりや家庭での介護など様々な問題が生じています。

こうしたなか、高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して、生きがいと喜びを感じながら活力に満ちた暮らしを営んでいくためには、保健、医療、介護、福祉の総合的なサービスの提供が必要です。

国における介護保険の新たな動向として「予防重視型システム」への転換が図られ、本市においては新たな予防給付、地域支援事業、地域包括支援センターの設置など、介護保険の事業主体としての対応を図っています。

また、就労意欲があってもその機会に恵まれない高齢者も多く、高齢者の生きがいづくりが社会的な課題となっています。このため、今後の団塊の世代の大量退職なども見据え、高齢者が地域社会の一員として生きがいと役割を持ってその経験や知識を地域の様々なニーズに活かすことができるような仕組みづくりが必要です。また、高齢者自らの生きがいづくり・健康づくりの拠点として、老人福祉センター・シルバー農園の充実や新たなスポーツゾーンの増設などが求められています。



(資料) 高齢介護課

#### 基本方針

高齢者の健康づくりと介護予防や社会参加の促進などの取り組みを市民、関係団体、事業者などと行政が協働で進めることにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して、生活できるまちづくりをめざします。

高齢者自らの生きがいづくり・健康づくりの活動の支援と施設の整備・改修をめざします。

医療・健康づくりなどと一体となった総合的な介護予防事業を推進し、介護保険制度の円滑・健全な運営をめざします。

### まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標	めざすべき目標
要介護認定の割合	要介護認定者数 / 65歳以上人口	%	14.8	15	15	
高齢になっても安心して地域で暮らせると感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	53.6 (H18)	57	61	100
生きがい施策参加者の数	老人福祉センターの利用者数	人	148,848	165,000	165,000	
	シルバー農園の参加者数	人	391	496	546	
高齢者クラブ加入者数	高齢者クラブに加入している人数	人	4,260	6,262	8,331	

### 主な施策の展開

#### (1) 高齢者が安心できる福祉サービスの提供

介護保険事業の計画的かつ適正な運営を図ります。また、高齢者の配食などの生活支援を行うなど、自立を支える福祉サービスの提供に取り組みます。さらに、市内にある既存の福祉施設の利用や入所ができるよう、施設の有効活用を推進します。

#### (2) 高齢者の生きがい活動の支援

高齢者の生きがいづくりや社会貢献、就業などの社会参加活動を推進するため、高齢者クラブやシルバー人材センターへの支援とともに、その知識、技能、経験などを有効活用する高齢者マイスター認定制度の導入を検討します。

また、老人福祉センター、シルバー農園や新たなスポーツゾーンの整備・改修を進めます。

#### (3) 介護予防の推進と適正な介護保険事業の運営

高齢期になってもできるだけ要支援・要介護状態にならず、いつまでも健康で暮らせるように介護予防の推進に努めます。また、待機者の多い特別養護老人ホームなどの老人福祉施設について、京都府、事業者などと連携して、施設の整備を図りサービスの充実に努めます。

さらに、介護予防のケアマネジメント事業、総合相談支援・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業などについては、地域包括支援センターを拠点として総合的なケアマネジメントの充実に努めます。

## 市民まちづくりワークショップからの提言

### 市民の役割(例示)

高齢者は、今までに身につけた知識や経験を活かし、NPO・ボランティア活動に積極的に取り組む。

元気な高齢者の力を活かすため、関係機関の主導により、地域で支えあい活動をする場づくりに取り組む。

高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、高齢者同士や幅広い世代間との交流活動の場に積極的に参加する。

一人暮らしや高齢者のみの世帯の高齢者は閉じこもりにならないよう家族や親戚、地域で支え合う。

### 【用語説明】

地域支援事業：介護予防マネジメント、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業で構成される。介護予防マネジメントでは、介護予防サービスのマネジメントを、総合相談・支援事業では、地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整などを、権利擁護事業では、虐待の防止、虐待の早期発見などを、包括的・継続的マネジメント事業では、支援困難事例に関する介護支援専門員（ケアマネジャー）への助言、地域の介護支援専門員のネットワークづくりなどを行う。

地域包括支援センター：平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保険・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していく。

老人福祉センター：高齢者に関する各種の相談や健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどの事業を行っており、市内に住む60歳以上の人なら利用できる。

シルバー農園：60歳以上の人を対象に、野菜づくりを楽しむことによって、その人の生きがいと健康の増進を図る。

高齢者マイスター認定制度：技能、知識、経験などを活かし地域活動を希望する高齢者をマイスターとして登録し、地域の事業や子どもとの交流事業などに紹介し、高齢者の能力発揮の場を提供する制度。

特別養護老人ホーム：65歳以上であって、常時の介護を必要としかつ居宅においてこれを受けることが困難であり、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難である者、または、介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者などを入所させ、養護することを目的とする施設。